

令和4年度福岡県土地収用事業認定審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年11月15日（火）
- 2 議題 門司港地域複合公共施設整備事業の事業認定について
- 3 議事要旨

土地収用法第25条の2第2項の規定に基づき、福岡県知事から諮問された門司港地域複合公共施設整備事業について、福岡県土地収用事業認定審議会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づく事業の認定については、相当と認める。」との意見が議決された。

福岡県土地収用事業認定審議会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・ 高潮の心配というのはよく分かるが、高潮以外にも土砂災害、河川や地震、津波等の災害もある。今回の起業地も例えば南側の山側に行くと、土砂災害の恐れもある。風水害はどこでも発生しうる状況の中、限られた土地でどのように被害を減らすのかというような、防災、減災という視点が大切であり、その面から見ると今回の計画に無理はなく、ソフト面で防災計画・避難計画を作っていくことが大切だ。
- ・ 起業者は、建物の構造や災害対策活動のための庁舎機能を考えた対策を講じている。
- ・ 公述人の意見の中には、大里地区でも検討すべきとする旨の意見もあるが、施設の場所は門司区全体の住民の利便性を考慮して検討することが必要であり、門司港駅という場所は便利な場所ではあると考えられる。
- ・ 今回の事業計画は、交通アクセスの向上や施設の一体利用が可能となることによって住民の利便性が高まること、また、点在している公共施設を集約することによって管理の効率性が高まることを考えると、十分公益性があると考えられる。